

議案第3号

幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

幸手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

第12条中「第5条」を「第9条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できることとなったため、関係規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

